

消費者被害注意報

No. 127

気づかないうちに定期購入に！？



- 「お試し」「初回〇〇%オフ」の甘い言葉は疑うようにしましょう。
- あらかじめ、不要なものにチェックが入れていないか確認しましょう。
- ホームページは最後までスクロールし、スクリーンショットを保存。
- 解約、返品条件を事前に確認してから注文しましょう。

(千葉市HP)



悪質商法に関する他の事例は、こちらをご参照ください 

商品・サービスの契約トラブルは消費生活センターへ
消費者ホットライン(全国共通) ☎ 188(いやや)